

- 障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込んでいる。

【改正後】

- ① 従業者への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務化（新規））
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

【例】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。
※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- 訪問系サービスについても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。
※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

<制度の現状>

- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化したが、児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分かれ、障害種別による類型となっている。



<改正の内容>

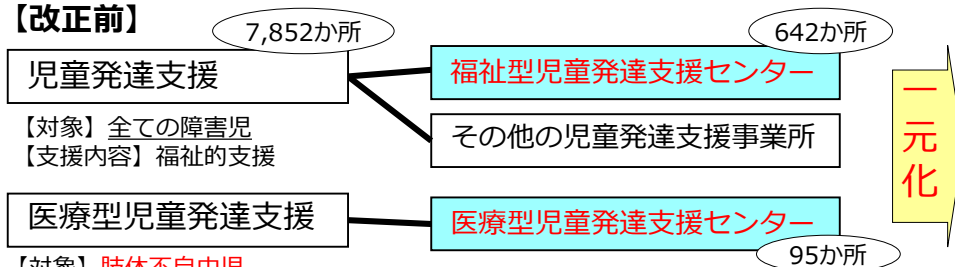
- ① 児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化する。
⇒ これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。

<「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>

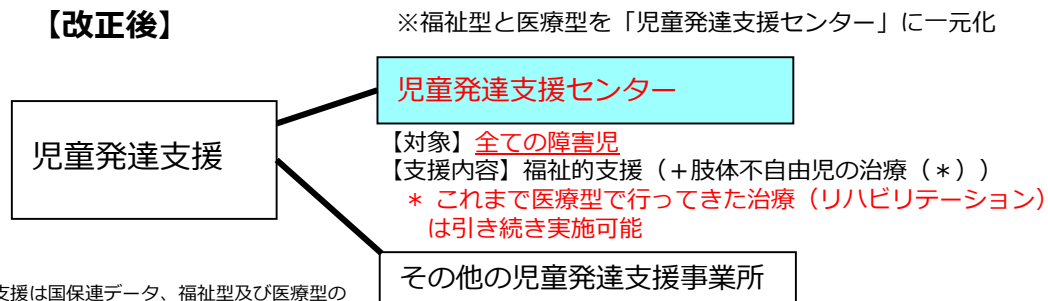
- ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）
- ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

- ② 児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化を行う。
⇒ これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。

【改正前】



【改正後】



※福祉型と医療型を「児童発達支援センター」に一元化

【対象】 肢体不自由児
【支援内容】 福祉的支援 + 治療（リハビリテーション）

※ か所数は令和2年10月時点。児童発達支援は国保連データ、福祉型及び医療型の児童発達支援センターは社会福祉施設等調査によるか所数。

放課後等デイサービスの対象児童の見直し

- 放課後等デイサービスについては、「学校教育法（昭和22年法律第26号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児」を対象としており、義務教育終了後の年齢層（15～17歳）で、高校ではなく、専修学校・各種学校へ通学している障害児は利用することができない。そうした子ども達の中には、学校終了後や休日に発達支援を特段に必要とせず自立的に過ごすことができる場合もあれば、障害の状態・発達段階や家庭環境等により発達支援を必要とする場合もある。
- このため、専修学校・各種学校へ通学している障害児であっても、障害の状態・発達段階や家庭環境等の状況から、学校終了後や休日に自立的に過ごすことが難しく、放課後等デイサービスによる発達支援を必要とするものとして、市町村長が認める場合については、放課後等デイサービスの給付決定を行うことを可能とする。

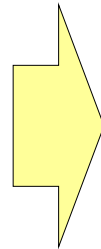
※ 本件は、平成30年地方分権改革推進提案における自治体の提案を踏まえたもの。

※ 施行期日：令和6年4月1日

見直しの内容

見直し前

- 学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園・大学を除く）
 - ・小学校
 - ・中学校
 - ・高校
 - ・特別支援学校



見直し後

- 学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園・大学を除く）
 - ・小学校
 - ・中学校
 - ・高校
 - ・特別支援学校



- ・専修学校
- ・各種学校

対象者のイメージ

- 障害の状態・発達段階や家庭環境等の状況から、学校終了後や休日に自立的に過ごすことが難しく、放課後等デイサービスによる発達支援を必要とするものとして、市町村長が認める場合

緊急対策の概要

① 所在確認や安全装置の装備の義務付け

誰が運転・乗車するかにかかわらず、バスの乗車・降車時に、幼児等の所在の確認が確実に行われるようにするため、府省令等の改正により、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付ける。

② 安全装置の仕様に関するガイドラインの作成

安全装置の装備が義務化されることを踏まえ、置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関するガイドラインを年内にとりまとめる。

③ 安全管理マニュアルの作成

車側の対策である安全装置の装備との両輪として、送迎用バス運行に当たって園の現場に役に立ち、かつ、分かりやすく、簡潔な、安全管理の徹底に関するマニュアルを策定する。

④ 早期のこどもの安全対策促進に向けた「こどもの安心・安全対策支援パッケージ」

(1) 送迎用バスへの安全装置導入支援

(2) 登園管理システムの導入支援

(3) こどもの見守りタグ（GPS）の導入支援

(4) 安全管理マニュアルの動画配信や研修の実施等

所在確認や安全装置の装備の義務づけ

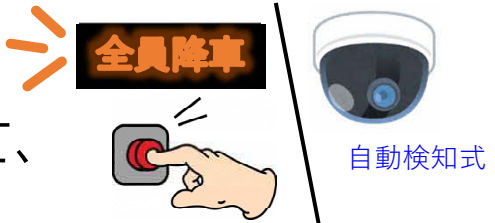
1. 改正の趣旨

令和4年9月に起きた、送迎用バスへの園児置き去り死亡事案を受け、同年10月に幼児等の所在確認と送迎用バス等への安全装置の装備の義務付けを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられたところ。同プランを踏まえ、内閣府・文部科学省・厚生労働省の府省令等について、所要の改正を行った。

2. 改正概要

① 乗降車の際に点呼等の方法により園児等^(※1)の所在を確認

② 送迎用バスへの安全装置の装備^(※2)及び当該装置を用いて、降車時の①の所在確認



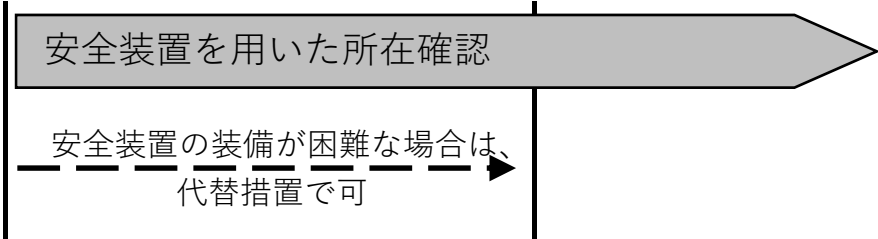
※1 「園児等」には、保育所・幼稚園・認定こども園等の幼児のほか、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・大学・高等専門学校・専修学校の児童生徒・学生を含む。

※2 国土交通省のガイドライン（令和4年12月20日公表）に適合していることが求められる。

3. 施行期日

令和5年4月1日（令和4年12月28日公布）

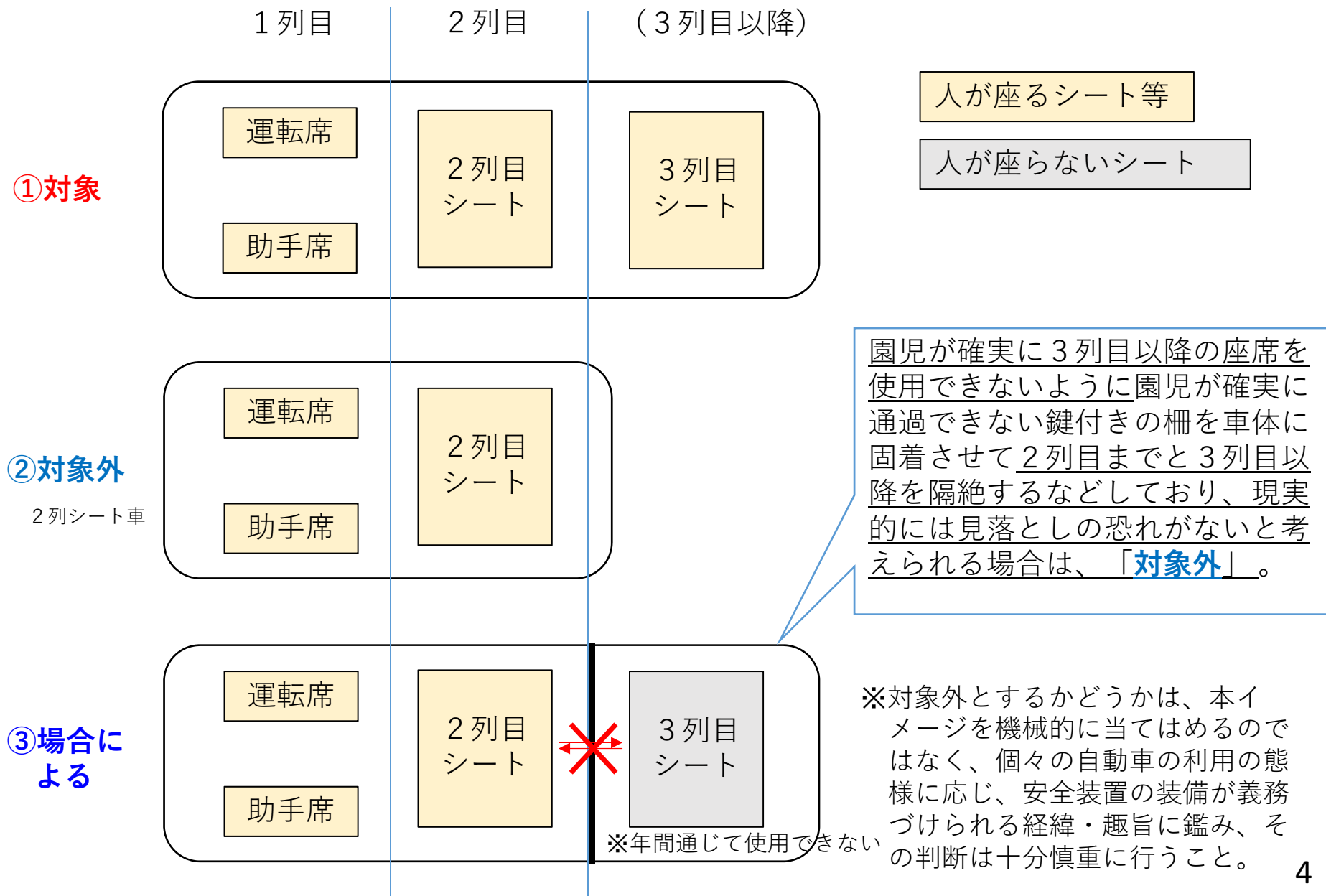
※②については、経過措置あり



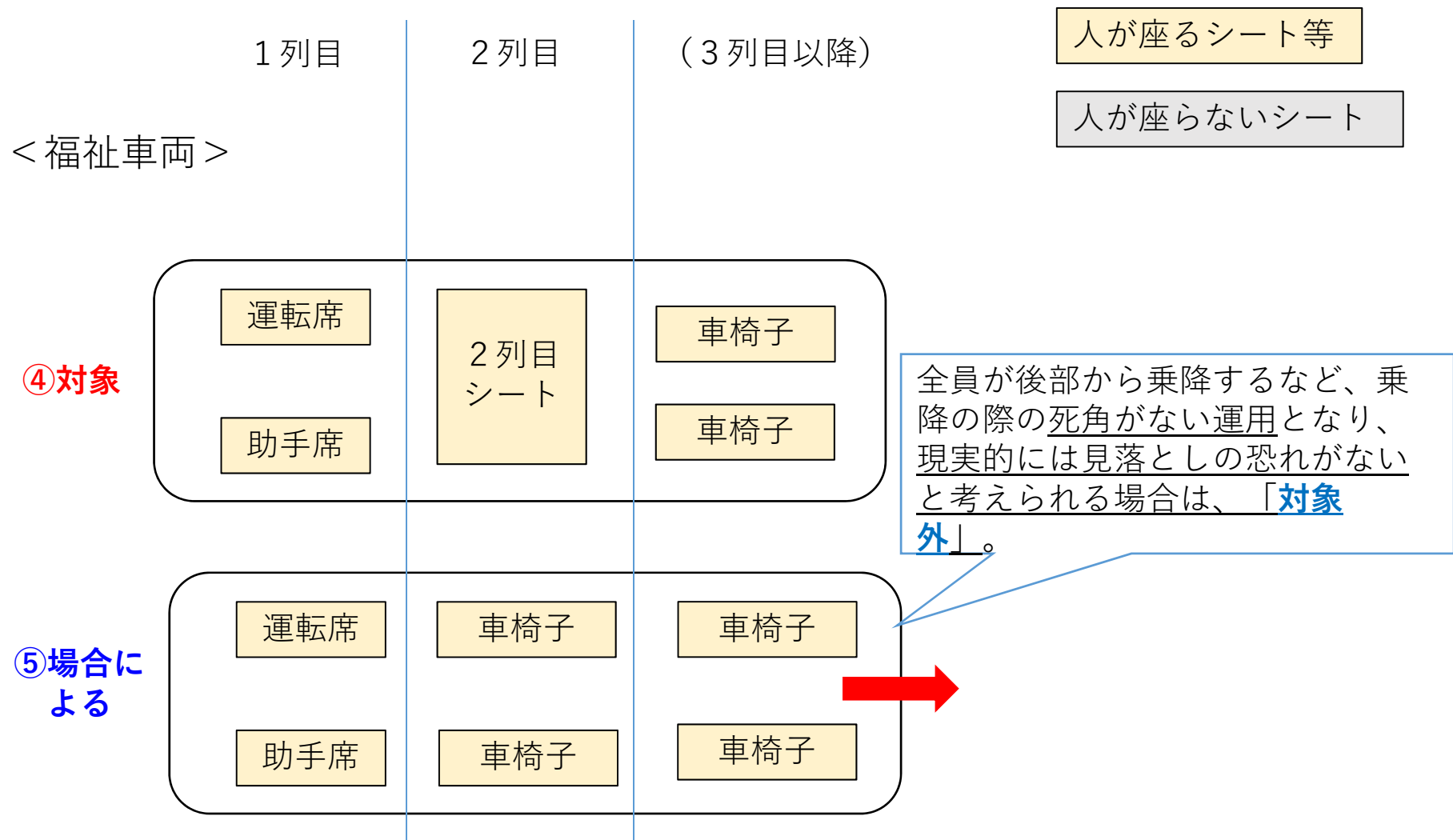
＜代替措置の例＞
運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に園児等の所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、園児等が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにする。

令和5年4月1日 令和6年4月1日

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①



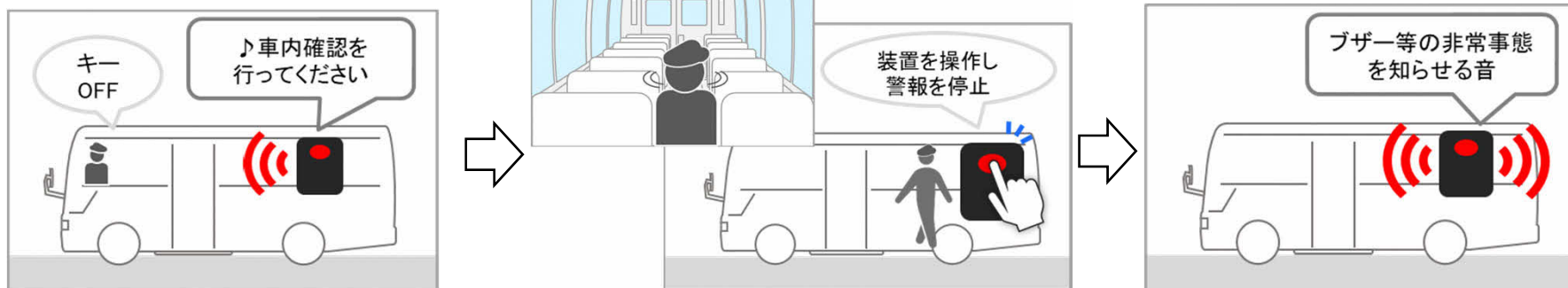
安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



※対象外とするかどうかは、本イメージを機械的に当てはめるのではなく、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務づけられる経緯・趣旨に鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。

- 送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。

降車時確認式の装置

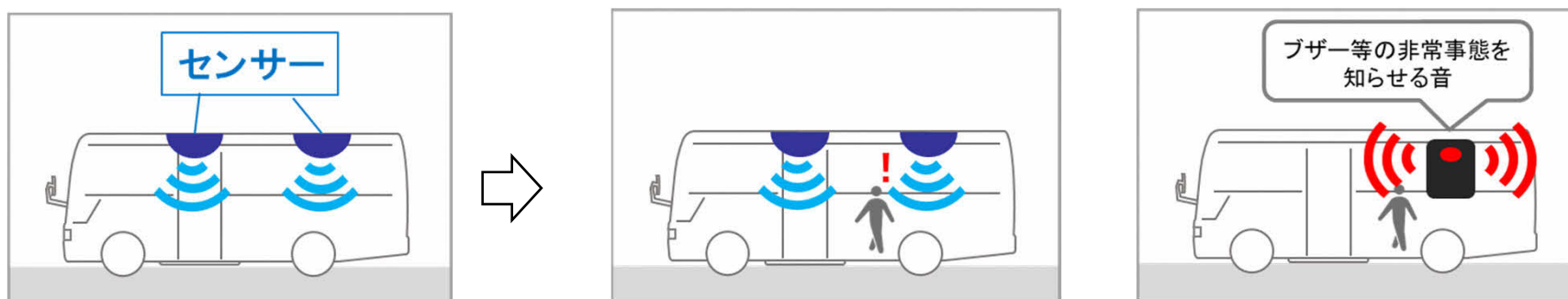


エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す**車内向けの警報**

車内を確認し、運転者等が車両後部の装置を操作すると**警報が停止**

確認が一定時間行われない場合、**更に、車外向けに警報**

自動検知式の装置



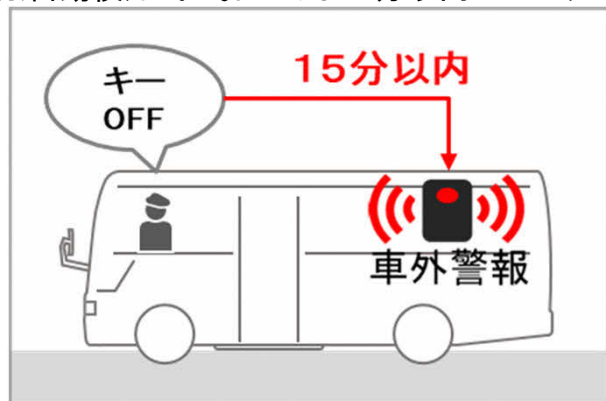
エンジン停止から一定時間後に**センサーによる車内の検知**を開始

置き去りにされたこどもを検知すると、**車外向けに警報**

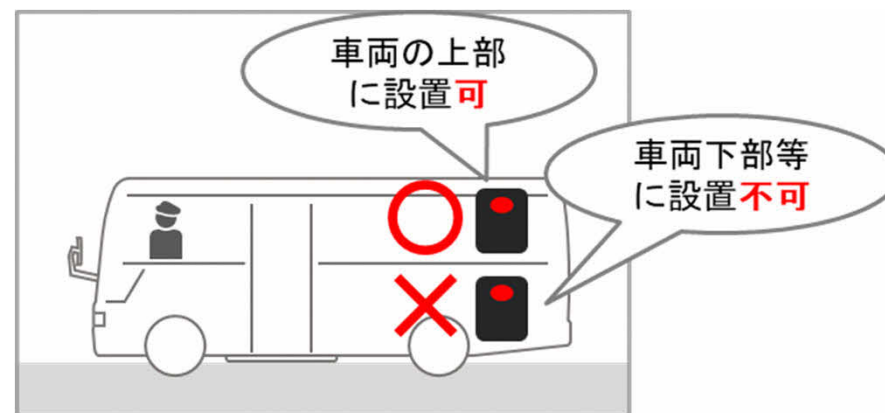
ガイドラインにおいて規定された主な要件

① 運転者等が車内の確認を怠った場合には、速やかに車内への警報を行うとともに、15分以内に車外への警報を発すること

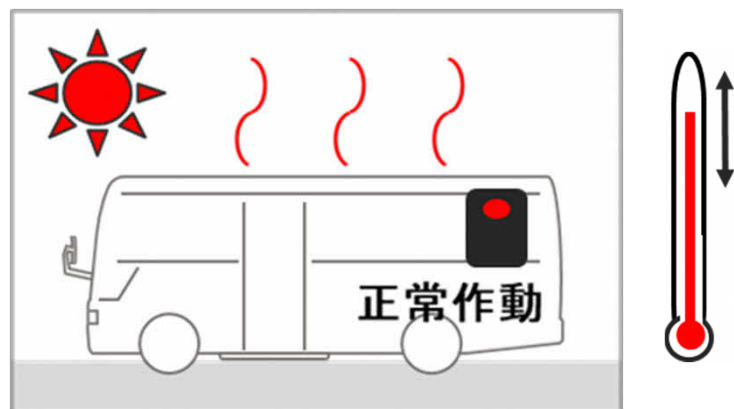
※自動検知式においては15分以内にセンサーの作動を開始



② こども等がいたずらできない位置に警報を停止する装置を設置すること

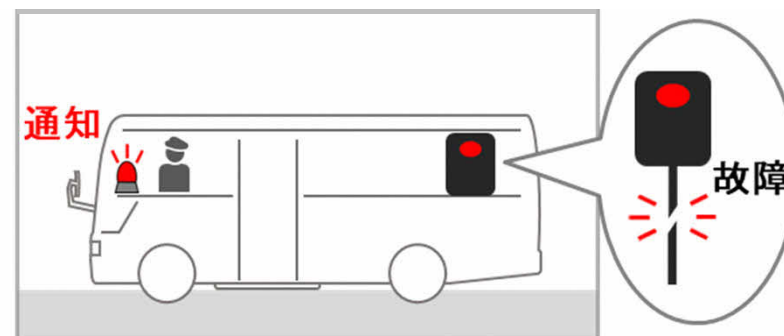


③ 十分な耐久性を有すること
例) -30~65℃への耐温性、耐震性、防水・防塵性等



④ 装置が故障・電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること※

※電源プラグを容易に外せない装置に限り、回路を二重系にして故障の確率を低くした場合には、当該故障の通知要件を緩和する。



こどもの安心・安全対策支援事業

〈障害者総合支援事業費補助金〉 令和4年度第2次補正予算額 33億円

1 事業の目的

- 障害児通所支援事業所に通う子どもの安全対策を強化するため、登園管理システムの普及、送迎バスの安全装置改修支援など、子どもの安全を守るための支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

(1)送迎用バスの改修支援

- 【概要】 障害児の送迎用バスへの安全装置の装備を支援
- 【対象】 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所
- 【補助基準額】 市場価格を踏まえ設定
- 【補助割合】 定額(事業者の負担を最小化するため市場価格を踏まえた定額を支援)

(2)登園管理システム支援

- 【概要】 適切な登園管理を行うため、施設の安全計画等において明記された登園管理システムの導入に必要な経費を支援
- 【対象】 児童発達支援事業所
- 【補助基準額】 1事業所当たり 20万円(併せて端末購入等を行う場合:70万円)
- 【補助割合】 国:3/5、都道府県・指定都市・中核市:1/5、事業者:1/5

(3)ICTを活用した子供の見守り支援

- 【概要】 ICTを活用した子供見守りサービスなどの安全対策に資する機器等を導入に必要な経費を支援
- 【対象】 児童発達支援事業所
- 【補助基準額】 1事業所当たり 20万円
- 【補助割合】 国:3/5、都道府県・指定都市・中核市:1/5、事業者:1/5

3 実施主体

- 都道府県、指定都市、中核市

1. 経過措置の内容

- 令和3年3月31日以前に指定を受けている児童発達支援事業所または放課後等デイサービス事業所に従事する障がい福祉サービス経験者について、令和5年3月31日までの間、人員基準上の基準人員とみなす。

2. 障がい福祉サービス経験者とは

- 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通所の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障がい福祉サービスに係る業務に従事した者をいう
- 「障がい者総合支援法」に基づく障がい福祉サービスとは、以下のサービスを言います。
 - 1.居宅介護 2.重度訪問介護 3.同行援護 4.行動援護 5.療養介護 6.生活介護 7.短期入所（ショートステイ） 8.重度障がい者等包括支援 9.共同生活介護（ケアホーム） 10.施設入所支援 11.自立訓練（機能訓練） 12.自立訓練（生活訓練） 13.宿泊型自立訓練 14.就労移行支援 15.就労継続支援A型（雇成型） 16.就労継続支援B型（非雇成型） 17.共同生活援助（グループホーム）

3. 経過措置期間終了に伴う影響

- ひと月の勤務体制において、障がい福祉サービス経験者を基準人員として配置している場合、障がい福祉サービス経験者が基準外人員に引き下げされることで、これまでどおりの勤務体制では、人員欠如となる日が発生する（または、各種加配加算が算定できなくなる）ことが予測されるため、勤務体制の見直しが必要となる。

※特に少ない人数かつ障がい福祉サービス経験者が勤務体制の軸となっている事業所の場合、新たに児童指導員または保育士等の雇用等が必要となることも予測されます。

4. 必要な対応

- 障がい福祉サービス経験者について、令和5年3月31日までに、児童指導員や保育士の資格要件等を満たさず、経過措置終了に伴う対応がされていない場合、令和5年4月からサービス提供職員欠如減算の開始の届出、または各種加配加算等の終了の届出をすること。
- 減算等を算定せず、また要件を満たさないまま加配加算を算定し、実地指導等で発覚した場合、遡ってサービス提供職員欠如減算が適用され、サービス報酬の返還等の事態になる可能性があります。
- サービス提供職員欠如減算が適用される可能性のある事業所は、至急県障がい福祉課自立支援グループまで、減算等の適用日の考え方についてご相談ください。